

飯山市消防団員の処遇等検討委員会（第4回）次第

日 時 令和4年11月21日（月）15時30分～

場 所 飯山市役所4階委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 前回の会議概要

4 会議事項

（1）消防団行事、訓練や区等行事への協力について（資料1）

（2）消防車両運転にかかる体制整備について（資料2）

（3）消防団員に対する安全装備品等の充実について（資料3）

（4）その他

5 その他

次回の会議日程

日時：12月 8日（木）15時30分～

場所：市役所4階

内容：報告書案の検討について

市長への報告

日時：12月26日（月）10時～

場所：市役所3階応接室

出席者：正副委員長

6 閉 会

(1) 消防団行事、訓練や区等行事への協力について

①消防団行事及び訓練の現状

期日	行事名	備考	時間
令和4年 2月27日(日)	幹部研修会(午前)	正副分団長 正副特科長	1.5h
	幹部新入団員訓練(午後)	部長以上 新入団員※中止	2h
	ラッパ・救護・救助訓練(午後)	ラッパ隊、救護隊 救助隊※中止	2h
3月11日(金) ~12日(土)	消防学校入校(指揮幹部科現場 指揮課程)	各副分団長1名 ※中止	12h
4月9日(土)	防火パレード(午前)		2h
4月9日(土) ~15日(金)	春の火災予防運動		1h×7日
4月16日(土)	消防学校入校(操法科)	※希望者なし	3h
4月29日(金祝)	市消防団観閲式		1.5h
5月29日(日)	市水防訓練		2h
5月17日(火) ~19日(木)	ポンプ操法大会伝達講習会	空操法 3日間	2.5h×3日
5月31日(火) ~6月2日(木)		水出し 3日間	3h×3日

②区等行事への協力の現状

道祖神祭り、祭礼、花火大会の警戒・警備、総合防災訓練 他

期日	行事名	備考	時間
6月12日(日)	市ポンプ操法大会ラッパ吹奏大会		6h
6月26日(日)	北信ポンプ操法大会ラッパ吹奏大会		5h
7月10日(日)	県ポンプ操法大会ラッパ吹奏大会		1.5h
8月28日(日)	市総合防災訓練	中止	2.5h
10月16日(日)	北信消防協会救助・救護及び送水訓練		2h
11月4日(金) ~5日(土)	消防学校入校(ラッパ科)	ラッパ隊3名	12h
11月6日(日)	機関員講習会	各班1名以上参加	2h
	防火パレード(午後)		2h
11月9日(水) ~15日(火)	秋の火災予防運動		1h×7日
11月13日(日)	市消防団ラッパ隊南北対抗吹奏発表会		2h
12月26日(月) ~30日(金)	歳末防火防犯警戒		3h×5日

※上記の他、1月、3月、4月、5月、6月、7月、11月、12月に分団長会議を実施
毎月15日「市民防火の日」に各分団において夜警を実施

全体にかかわる行事及び訓練

合計

61.5h

一部にかかわる行事及び訓練

45h

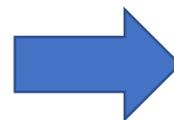
③近年の行事、訓練の動向

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症感染防止対策及び団員の負担軽減を考慮し、以下のとおり変更

市観閲式

●変更点

- ①会場を屋外のグラウンド開催から屋内（文化交流館なちゅら）開催へ
- ②終了後の祝賀会を中止
- ③来賓の制限



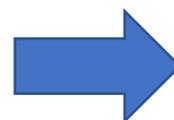
●分団長からの意見

- ・時間短縮、室内開催による負担軽減により好意的な意見が多くあった。

市ポンプ操法大会

●変更点

- ①コースを1つから2つに増やし実施
- ②終了後の反省会を中止
- ③参加人数の制限、来賓を呼ばない



●分団長からの意見

- ・時間短縮による負担軽減により好意的な意見が多くあった。

例：ポンプ操法大会を廃止した自治体の訓練事例

市町名	代替訓練内容
伊那市	①基礎的訓練…選手など特定の団員だけでなく全団員が基本となる動作や機関の扱い方を習得するための訓練 ②応用訓練…基礎的訓練をベースに実際の火災現場を想定した訓練
山ノ内町	①ポンプ操法集中訓練…大会向けではなく、現場活動に重点を置く訓練 ②各部で行う訓練…毎月の機関手入れに併せ、現場活動に重点を置く訓練 ③各分団内の連携訓練…年2回程度
栄村	消防署と連携した実践的な合同訓練
岐阜県川辺町	火災を想定した出動訓練等

④行事、訓練の方向性

- ・ 式典については、団員の負担軽減のため目的達成に必要な内容を取捨選択し、半日を日途に時間短縮を進めていったらどうか。
また、懇親会などについては、必要性を見直し、縮小していったらどうか。
- ・ 特に訓練時間の多いポンプ操法大会は、総務省消防庁の検討委員会報告書にある「操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている」という指摘もあり、大会のあり方を見直していったらどうか。
また、国や県等が大会として位置づけていることが、見直しが進まない1つの要因となっていると考えられることから、国や県等に対し、併せて大会のあり方について検討するよう要望していったらどうか。
- ・ 区等の行事の団員参加については、地域住民で実施できるものはしていただき、各地区や区で実施される総合防災訓練などの地域住民の安心、安全に繋がるものについては、積極的に団員の参加をお願いしたらどうか。

(2) 消防車両運転にかかる体制整備について

① 自動車運転免許の免許区分ごとの所有実態

【飯山市消防団 自動車運転免許保有実態調査 (R4.8月実施)】 単位：人

免許区分		所有者数	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団
~H19.6.1	大型	59	8 (1)	7 (1)	4 (1)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	10 (0)	14 (1)	12
~H19.6.1 (8t未満運転可)	普通 (MT)	320	54 (9)	25 (5)	43 (8)	48 (8)	32 (6)	22 (5)	38 (4)	35 (6)	23
~H19.6.1 (8t未満運転可)	普通 (AT)	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
H19.6.2~H29.3.11	大型	22	2 (0)	3 (1)	3 (0)	4 (0)	2 (1)	2 (0)	2 (1)	2 (0)	2
H19.6.2~H29.3.11 (11t未満運転可)	中型	45	5 (0)	3 (0)	1 (0)	4 (4)	1 (0)	10 (0)	6 (1)	10 (1)	5
H19.6.2~H29.3.11 (5t未満運転可)	普通 (MT)	126	7 (1)	11 (0)	20 (0)	13 (0)	15 (3)	11 (4)	32 (8)	12 (3)	5
H19.6.2~H29.3.11 (5t未満運転可)	普通 (AT)	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0
H29.3.12~	大型	16	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	4 (2)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	3
H29.3.12~ (11t未満運転可)	中型	17	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (2)	1
H29.3.12~ (7.5t未満運転可)	準中型	18	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	5 (1)	2 (0)	4 (0)	1 (1)	0
H29.3.12~ (3.5t未満運転可)	普通 (MT)	32	0 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	5 (0)	3 (0)	13 (0)	2 (1)	3
H29.3.12~ (3.5t未満運転可)	普通 (AT)	2	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0
なし		2	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
必要人数			15	15	15	15	15	15	15	15	0
合計 (団本部、正副分団長、「不明」含まない)		662	80 (13)	53 (8)	78 (9)	76 (12)	76 (14)	54 (9)	112 (15)	79 (15)	54

※各分団の () は自動車部の人数

②消防車両運転にかかる体制整備の方向性

- ・ 自動車運転免許取得については、自動車部で必要になる人員を確保するため、支援制度を設けていく。
- ・ 軽積載車については、今後も引き続き A T 車両に更新していく。
- ・ 自動車部については、部員の市外勤務等により出動出来ない部があること、現場におけるポンプ自動車数の適正化を考慮し、自動車部を統合し、方面隊として再編することを今後検討していったらどうか。

③自動車運転免許取得支援案

概要	より迅速な消防活動の体制整備、消防力の充実強化のため、消防車両の運転に必要な自動車の運転免許の取得または保有する自動車の運転免許の限定条件の解除に要する経費を支援する。
対象者	(1) 普通免許を有する者で準中型免許を取得しようとするもの。ただし、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に初めて普通自動車運転免許証を取得した消防団員で、車両総重量が3.5トン以上の消防車両を有する部に所属するものとする。 (2) A T 限定解除をしようとする者
補助対象経費	教習所において免許の取得等に要する入学金、教習料、審査料、適性検査料、卒業検定料、その他市長が認める経費とする。ただし、教習所の定める規定時間を超えた教習等に要する経費は、含めないものとする。
補助金額	補助対象経費の 5分の4以内 とし、次の区分に応じた額を限度とする。 (1) 準中型免許を取得した場合 150,000円 (2) A T 限定解除をした場合 50,000円
補助を受けるための要件	(1) 市税等を滞納していないこと (2) 免許の取得等をした日から起算して、5年以上消防団への在籍を確約できる者 (3) 所属する分団の分団長が推薦する者

(3) 消防団員に対する安全装備品等の充実について

① 団員への装備品等の貸与現況

団員貸与品	国（総務省消防庁「消防団の装備の基準」）	飯山市
法被	記載なし	副分団長以上
活動服	全団員支給又は貸与	全団員貸与
防火服	・ 動力消防ポンプ1台につき×4 + 地域の実情に応じた必要な数 ・ 部長以上	各分団1着
防寒着	記載なし	全団員貸与
救命胴衣	全団員支給又は貸与	各分団7着
雨衣	全団員支給又は貸与	無
長靴	記載なし	全団員貸与
救助用半長靴	全団員支給又は貸与	正副団長、救助隊員
ヘルメット	全団員支給又は貸与	全団員貸与
ヘッドライト	記載なし	無
IP無線機	班長以上	分団長以上 各分団ポンプ車

● 国や他市の配備状況を参考に配備を検討されたい。また、災害時に必要な雨衣やヘッドライト等の配備も併せて検討されたい。